

安 全 管 理 規 程

羽田空港交通株式会社

平 成 26年 6 月

目 次

第一章 総 則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総 則

第1条（目的）

この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

第3条（輸送の安全に関する基本的な方針）

輸送の安全に関する基本的な方針を設定し、社内に周知する。

- ① 社長は、輸送安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分にふまえつつ、社員に対し、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
 - ② 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実行し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
 - ③ 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
- 2 安全方針の各社員の理解度等を内部監査等で定期的に把握する。
- 3 2の結果を踏まえ、1年ごとに見直し（現行の安全方針の変更の必要性の有無を検討すること。周知方法を見直すこと等を含む。）を行う。

第4条（輸送の安全に関する重点施策）

前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- （1） 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項遵守すること。
- （2） 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効果的に行うよう努めること。
- （3） 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。

- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

第5条（輸送の安全に関する目標）

前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を別に作成する。

第6条（輸送の安全に関する目標と計画）

前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を別に作成する。

第三章 輸送安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

第7条（社長の責務）

輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を、自ら、及び運行管理者をを通じて、徹底する。
- 3 輸送の安全に関する方針の策定に主体的に関与する。
- 4 輸送の安全に関する重点施策、目標及び計画の策定に主体的に関与する。
- 5 重大事故等発生時の対応体制の整備に主体的に関与する。
- 6 輸送の安全の確保に係る予算の確保、組織体制の構築等必要な措置を講じる。
- 7 輸送の安全の確保に関する運行管理者の意見を尊重する。
- 8 会社全体の運輸事業の安全管理体制の見直し（マネジメントレビュー）に主体的に関与する。

第8条（社内組織）

次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者を選任する。
 - (2) 運行管理者；所轄営業所毎に2名以上選任する。
 - (3) 整備管理者；所轄営業所毎に1名選任する。
 - (4) その他必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害時に対応する場合も含め、別に定める組織図による。（別紙）

第9条（安全統括管理者の選任及び解任）

取締役又は、執行役員、管理者の中から、旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任とする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他やむを得ない理由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

3 安全統括管理者を選任及び解任に当たっては国土交通大臣又は関東運輸局長に届出書をもって届け出る。

第10条(安全統括管理者の責務)

安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に対し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について定期的にかつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等事故防止その他の安全対策について必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の確保に安全に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第11条（輸送の安全に関する重点施策の実施）

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

第12条（輸送の安全に関する費用支出及び投資）

輸送に安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。

第13条（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

第14条（自己、災害等に関する報告連絡体制）

事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は提出を行う。

第15条（輸送の安全に関する教育及び研修）

第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を別に策定し、着実に実施する。

第16条（運輸の安全に関する内部監査）

安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

第17条（輸送の安全に関する業務の改善）

経営トップは、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合には、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

第18条（情報の公開）

以下に掲げる輸送の安全に関する情報については、毎事業年度100日以内に外部に公表し、その期間は次年度の公表を行うまでとする。

- ① 輸送に安全に関する基本的な方針
 - ② 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
 - ③ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計（総件数及び類型型の事故件数）
 - ④ 安全管理規定
 - ⑤ 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
 - ⑥ 輸送の安全に係わる情報の伝達体制その他の組織改正
 - ⑦ 輸送の安全に関する教育及び研修の実施
 - ⑧ 輸送の安全に係わる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
 - ⑨ 安全統括管理者に係わる情報
- 2 行政処分を受けた時は、以下に掲げる内容を遅延なく公表し、その時期は、当該行政処分を受けた日から3年間を経過する日までとする。
- （1） 当該処分の内容（輸送の安全確保命令、事業改善命令、自動車その他の輸送施設の使用停止処分、事業停止処分）
 - （2） 当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容（改善報告書等）

第19条（輸送の安全に関する記録の管理等）

本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを3年間保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

第20条（附 則）

本規程の改廃は、規定管理規程の定めるところによる。

- 2 本規程は平成25年12月1日より実施する。
- 3 本規程の運用細則は別に定めるところによる。
- 4 本規程改廃の主管部署は運輸管理部とする。